

# 山村振興の実務



農林水産省 農村振興局  
地域振興課 調査調整班


石飛 法子

TEL:03-6744-2498

[noriko\\_ishitobi770@maff.go.jp](mailto:noriko_ishitobi770@maff.go.jp)

# 山村振興法概説 まとめ

資料p.4-5 参照

- 総務省・農林水産省・国土交通省の3省共管
- 昭和40年に議員立法により10年間の時限立法として制定
- 昭和50年から平成27年にかけて、5度の期限延長
- S25市町村単位（S35時点の人口密度と林野率の基準）で指定
- 現行法（平成27年延長・改正）期限は令和7年3月31日 ➡ 法改正に向け議論開始 
- 山村振興(法)の意義 ▶ 第2条の2基本理念（H27改正時に創設）
  - ・ 国土保全、水源涵養、自然環境保全等の多面的機能発揮・維持のため森林等保全を旨とする
  - ・ 産業基盤等整備、産業育成、就業機会の創出、地域間交流促進等を図る
- 山村振興計画に基づき山村活性化支援交付金の活用、基幹道路の都道府県による整備が可能
  - H27改正を踏まえた山振計画の作成が必要

# 山村振興計画の作成 まとめ

資料p.6 参照

- 計画作成・変更参考資料 ➡
  - ・ 3省通知
  - ・ 全国山村振興連盟HP掲載「作成のつぼ」
- 既存の各種計画（過疎計画や総合計画）からの引用記載でほぼ完成
- 山村活性化支援交付金の活用、基幹道路の都道府県整備には「IV 振興施策」に次の記載が必須  
➡
  - ① 交通施策
  - ③ 産業基盤施策
  - ⑤ 地域資源の活用に係る施策
- 都道府県への事前協議により、期限の調整を
- 山振法上、山村振興計画の議会承認は規定していない（議会承認の要否は市町村判断）

3省通知（山村振興基本方針及び山村振興計画の作成及び実施について（H27.6.5））：

[https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s\\_houritu/pdf/tuuti.pdf](https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s_houritu/pdf/tuuti.pdf)



作成のつぼ：

<http://sanson.or.jp/wp/wp-content/uploads/分かり易い山村振興計画の作り方（作成のつぼ）.pdf>



# 山村活性化支援交付金の活用 まとめ

資料p.7-11 参照

- 山村活性化対策事業（個別振興山村地域への支援）  
商談会開催等事業＝山の恵みプロジェクト（R6）（全国事業）
- 山村活性化対策事業・・・地域資源を活用した特産品・サービスづくり
  - ・ソフト支援
  - ・資源調査→人材育成→商品開発→販売促進まで対象
  - ・1千万円／年間 × 3年間、定額＝100%支援
  - ・山村振興計画（H27法改正踏まえたもの）が必要
- 山村活性化対策事業の提案書作成には、募集告知の「早わかり」を参考に
- 山の恵みPJ＝山村活性化対策事業の Before と After 支援  
内容
  - ① Before 基礎講習・WS
  - ② After 商談会・サポートセミナー＋販売会

募集告知（第二次）：

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/R6bosyu2.html>



早わかり（申請書類作成編）：

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/attach/pdf/R6bosyu2-7.pdf>



# 山村振興法 構造

(昭和40年法律第64号)

## 総則的な規定

第1条 目的

第2条 定義

第2条の2 基本理念

第22条 国土審議会の調査審議

第23条 主務大臣等

## 目標と施策方針

第3条 目標

第4条 国の施策

第5条 地方公共団体の施策

## 山村振興のための具体的措置

第6条 調査

第7条 指定

第7条の2 山村振興基本方針

第8条 山村振興計画

第8条の2 (計画作成に関する) 国の援助

第8条の3 山村振興計画の変更

第8条の4 報告の徴収(計画に産業振興施策促進事項がある場合)

第8条の5 措置の要求(同上)

第8条の6 林業・木材産業改善資金助成法の特例

第8条の7 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例

第8条の8 農地法等による処分についての配慮

第8条の9 中小企業者に対する配慮

第9条 山村振興指針の勧告

第10条 山村振興計画に基づく事業の助成等

第10条の2 地方債についての配慮

第11条 基幹道路の整備

第14条 地方税の不均一課税に伴う措置

第17条 日本政府金融公庫からの資金の貸付け

第18条～21条の3 情報・通信体系、再エネ利用、医療確保、介護、高齢者施設、地域文化、交流、鳥獣害防止、教育環境整備等に関する配慮

※ 第12条、13条、15条及び16条は削除

# 山村振興法 措置

山振計画

必要

不要

## 山村振興基本方針(第7条の2)

- ・都道府県が作成
- ・主務大臣に提出 ( ⇒ 関係府省庁)

基づき

## 山村振興計画(第8条)

- ・計画事項
- ・市町村が都道府県と協議の上、作成
- ・主務大臣に提出 ( ⇒ 関係府省庁)
- ・産業振興施策促進事項の策定 (第8条第3項)

基づき

## 計画に基づく事業の助成等

- ・国は、計画に基づく事業の円滑実施のため、関係地方公共団体の財政事情等につき配慮して、助成その他必要な措置 (第10条)
- ・計画に基づく地域資源の活用による特産物の生産等の事業に取り組む者への助成 (第10条第2項)
- ・基幹道路の都道府県代行制度 (第11条)

## 産業振興施策 促進事項の特例

- ・林業木材産業改善資金の償還/据置期間延長 (第8条の6)
- ・補助金等予算執行の適正化に関する法律の特例 (第8条の7)

## 事業の円滑実施のための助成等(第4条)

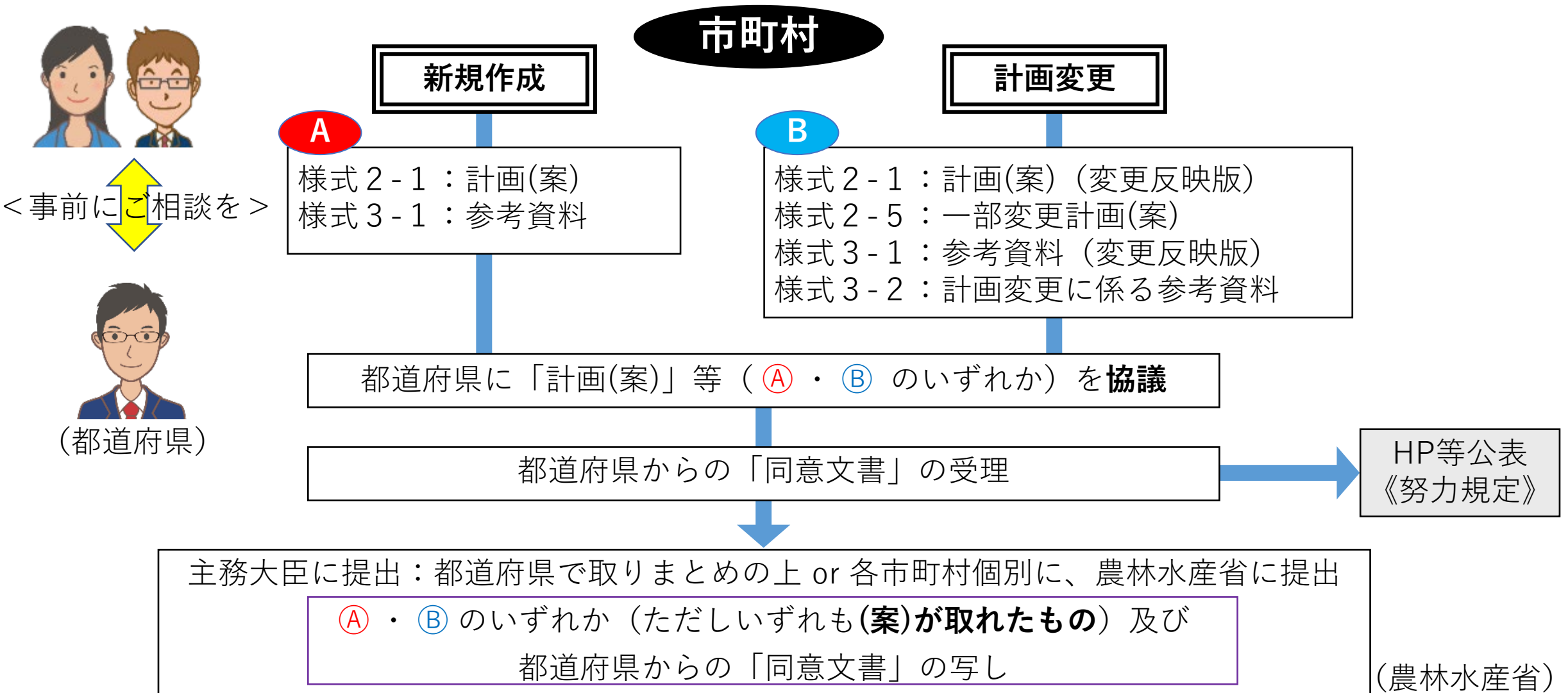
振興に必要な事業の補助条件の改善等の措置

- ・補助率アップ
- ・採択基準の緩和等

## 日本政策金融公庫 貸付(第17条)

- ・農林漁業者等作成の経営改善・振興計画を都道府県知事が認定
- ・認定計画の実施に必要な資金を貸付

# 山村振興計画の作成・変更 手続（基本形）



※産業振興施策促進事項を記載する場合は、手続きが異なります。

農山漁村振興交付金のうち  
山村活性化支援交付金

【令和6年度予算額 780（780）百万円】

＜対策のポイント＞

山村の活性化を図るため、山村の特色ある**地域資源の活用等**を通じた**所得・雇用の増大**を図る取組を支援します。

＜事業目標＞

中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト面の取組（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等）を支援します。

【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限1,000万円/地区）】

2. 商談会開催等事業

① 商談会開催支援

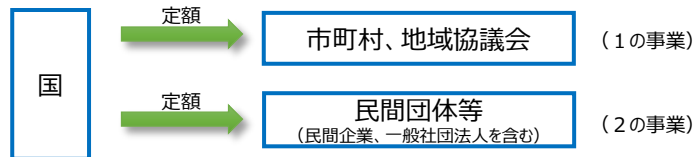
バイヤー等との商談会や販売会の開催など、山村の地域資源を活用した商品の販路開拓に向けた取組を支援します。

② 山村振興セミナー支援

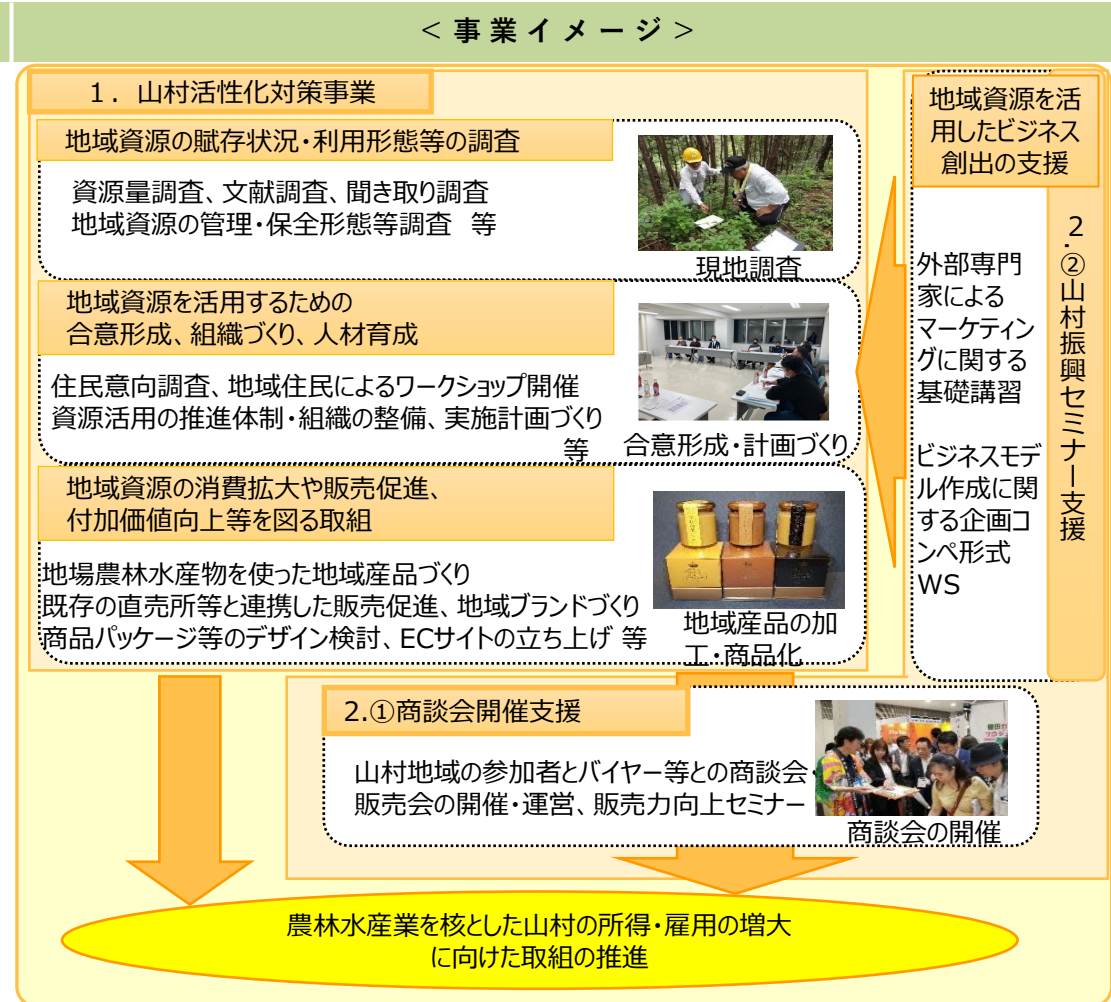
地域資源を最大限活用した新ビジネスをより効果的に創出するため、商品づくりに必要なマーケティングのノウハウに係る基礎講習、ビジネスモデル作成に関する実践力を養う企画コンペ形式のワークショップの実施を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-6744-2498）



# 山村活性化支援交付金の全体構造

R6山の恵みプロジェクト  
2. 商談会開催等事業

これから、地域ならではの  
新商品を開発したい  
人たち向けの支援

## 山村振興セミナー

- ① マーケティング基礎講習
- ② ビジネスモデル作成ワークショップ

商品開発といっても  
ノウハウも人材もないし

## 1. 山村活性化対策事業:

地域資源を活用した商品・サービス開発に係る各地域の取組

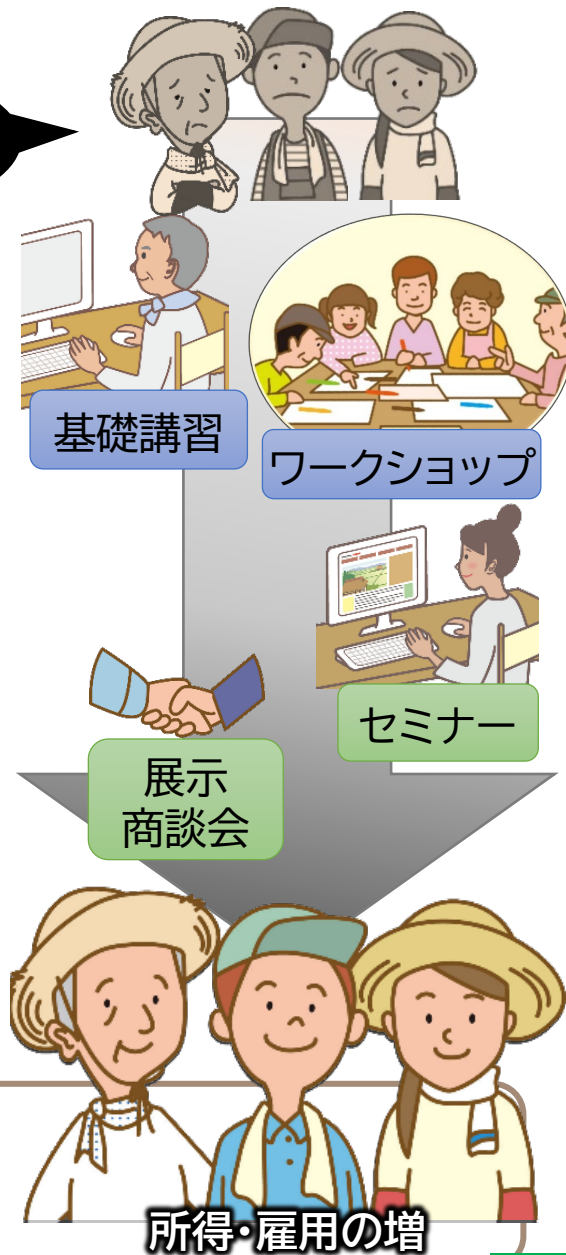
商品開発

## 商談会開催

- ③ 商談会支援セミナー
- ④ 展示商談会
- ⑤ 販売会

## ⑥ サポートセミナー

既に関済した  
商品・サービスの  
売上向上を目指す  
人たち向けの支援



GOAL!

農業生産活動の継続 → 多面的機能の維持・発揮 ← 森林資源の循環利用

所得・雇用の増

# 1. 山村活性化対策事業 支援内容・助成対象

## 支援内容

地域資源を活用した当該山村地域ならではの特産品・サービス※の開発・販売等に係る下記取組を支援

※ 他地域の資源・商品により簡単に代替され得ない高付加価値商品

**資源量調査・資源確保策対応**：地域資源の賦存状況・利活用状況調査、栽培講習会等

**人材育成**：地域ワークショップ開催、技術取得・技術普及向け研修会実施等

**商品開発・既存商品改良等**：地域資源を活用した新商品開発（既存商品改良）、市場調査（試験販売）、名物メニュー・観光プログラム開発、モニターツアー実施等

**販路開拓・拡大**：キャッチコピー作成、ブランディング戦略検討、広報活動、展示商談会出展、HP（ECサイト）立ち上げ等



## 助成対象

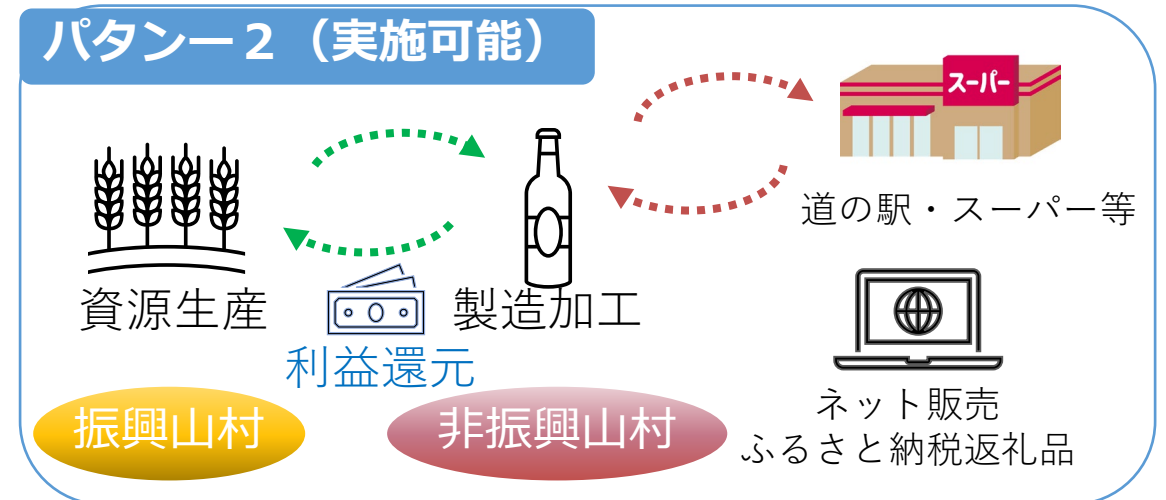
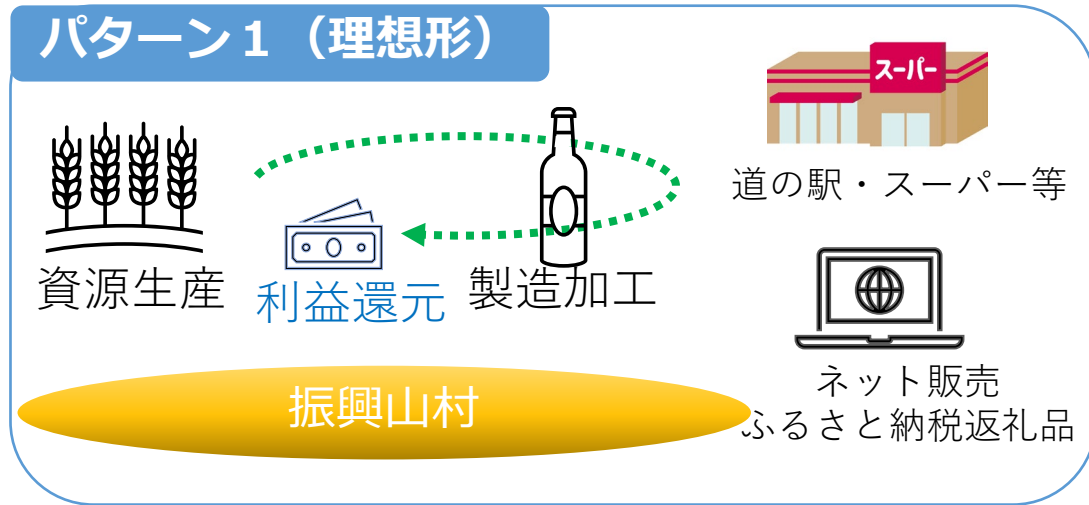
役務費、委託料、資材等購入費、機械賃料、人件費、旅費 等

（補助率：1 地区当たり上限 年間 1,000万円 × 3年間まで（定額=100%））

# 1. 山村活性化対策事業 実施要件・実施主体

## 事業実施要件

- **山村振興計画**（H27法改正を踏まえたもの）が作成されていること
- 振興山村の地域資源を活用し、振興山村の所得・雇用を増大する取組であること  
（雇用、販売額等の増大に関する目標を設定）



本取組により、山村の資源が活用され、結果的に利益が山村に還元されるなら、山村外での加工製造でも実施可能

## 事業実施主体

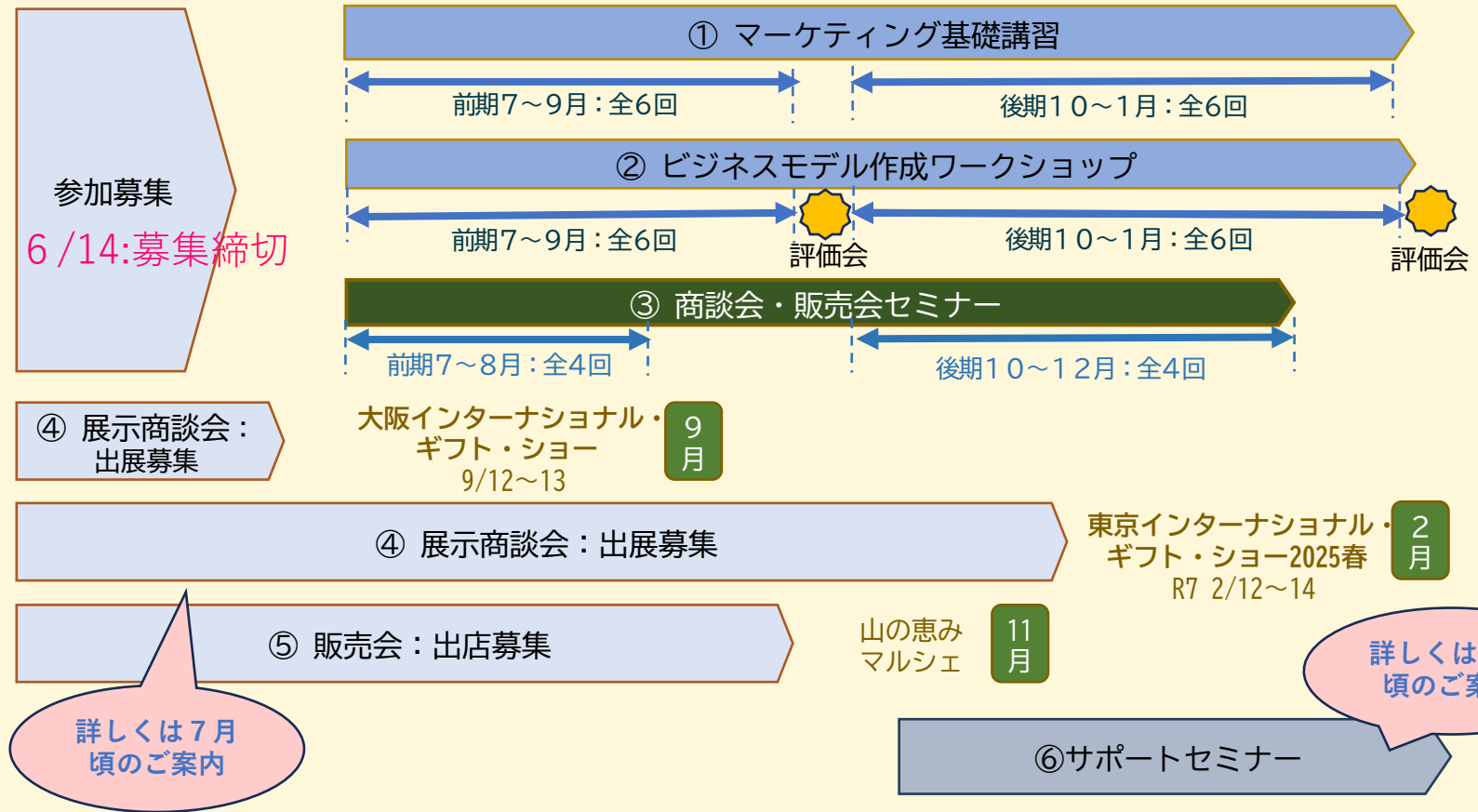
- 振興山村を有する市町村
- 振興山村を有する市町村を構成員に含む地域協議会※

※ 市町村役割：経理事務の監督

## 2. 山の恵みプロジェクト 令和6年度スケジュール・概要



「山の恵み」プロジェクト  
参加者募集中!



**山の恵みプロジェクト 特設サイト**



<p><b>① 基礎講習</b> 商品・サービスの開発・製造・販売に関する基礎知識の習得 対象:山村活性化対策事業実施前・開始初期の方</p>	<p><b>② ワークショップ</b> 専門家支援のもと、事業計画をグループで企画 対象:山村活性化対策事業実施前の方</p>	<p><b>③ 商談会セミナー</b> 商品・サービスの売り方、見せ方、伝え方のノウハウの習得 対象:④・⑤の参加者等</p>	<p><b>④ 展示商談会</b> 共同出展により、効率的・効果的に、取引・連携企業と商談 対象: 振興山村の特産品を扱う事業者等</p>	<p><b>⑤ 販売会</b> 都会の消費者に対し、山村の商品を直接販売し、山村ファンを獲得 対象: 振興山村の事業者・生産者</p>	<p><b>⑥ サポートセミナー</b> 事業継続における様々な課題解決を目指したセミナー 対象: 山村活性化対策事業完了・実施中の関係者</p>
---	---	---	---	---	---

# 振興山村・過疎地域経営改善資金((株)日本政策金融公庫融資制度)

## 目的

本資金は、「振興山村」又は「過疎地域」の農林漁業者等が、その地域の自然的、経済的条件に適応した経営の改善や農林漁業の振興を図ることにより、所得の安定確保、地域の活性化等を実現するために必要な長期低利の資金を融資する。

## 貸付対象者

農林漁業者、農協、森林組合、水産業協同組合、農林漁業者の組織する法人等

## 資金使途

都道府県知事の認定を受けた「農林漁業経営改善計画」又は「農林漁業振興計画」に基づき実施。

(1) 農業関係: 果樹、花木等の新植・改植、搾乳牛、繁殖用の肉用雌牛等の購入、農舎、畜舎、農産物処理加工施設、農機具等の改良、造成又は取得

(2) 林業関係: 素材、樹苗又は特用林産物の生産、林産物の処理加工等に必要な機械その他の施設、林業生産環境施設(簡易給排水施設、集会施設等)等の改良、造成又は取得

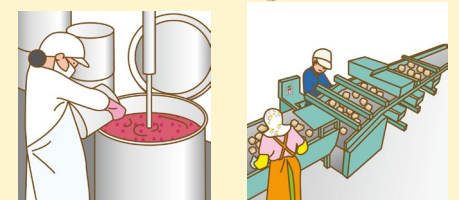
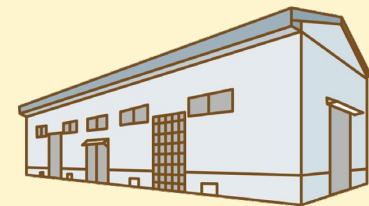
(3) 漁業関係: 漁船(20トン未満)、養殖施設、漁業生産環境施設等の改良、造成又は取得

(4) その他

① (1)～(3)の施設で農林漁業者の共同利用に供するものの改良、造成又は取得

② 農林地を保全する事業の開始に必要な事務管理用備品及び資材の取得

※(1)～(3)の施設にエネルギーを供給するための目的で設置する  
太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設も含む。



# 振興山村・過疎地域経営改善資金(つづき)

## 貸付条件

区分	補助事業	非補助事業
利率	1.35%(共同利用:2.35%)	1.20%
限度額	負担する額の80%以内	負担する額の80%以内又は次のいずれか低い額 (カッコ書きは、一定の要件を満たす場合) ① 個人:1,300万円(2,600万円) ② 法人・団体:5,200万円 (6,000万円、1億円、3億円、5億円)
償還期限	25年以内(うち据置期間8年以内)	

(注)利率は、令和6年5月20日現在  
最新の利率の掲載先URL:<http://www.jfc.go.jp/n/rate/rate.html>



## 参考

【農林水産省HP > 山村への支援施策(予算、融資)】  
[http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s\\_sesaku/sesaku.html](http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s_sesaku/sesaku.html)



# 【参考】中山間地域活性化資金((株)日本政策金融公庫融資制度)

## 目的

地勢等の地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な中山間地域において、農林漁業を総合的に振興して地域の活性化を図るため、

- ① 農林畜水産物の付加価値の向上と販路の拡大を図る「加工流通施設」
- ② 農地、森林等の農林漁業資源を活用した「保健機能増進施設」
- ③ 農業の担い手の定住化を促進するための「生産環境施設」

の整備を地方公共団体、民間事業者の技術、ノウハウを活用しつつ強力に促進する。

## 貸付対象者、資金使途及び貸付条件


区分	加工流通施設	保健機能増進施設	生産環境施設
貸付対象者	中山間地域農林畜水産物を原材料として使用する製造・加工事業、当該産物・その加工品の販売事業であって、中山間地域の農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者(中小企業者に限る)	農林漁業者又は農林漁業者と農林漁業資源の利用契約、生産物の採取契約等を締結し、農林漁業の生産力を直接維持増進させる事業を行う者(中小企業者に限る)	農林漁業等を営む者の組織する法人(これらの者又は地方公共団体が主たる構成員、出資者であるか又は基本財産の過半を拠出し、農林漁業の振興を目的とするものを含む。)
資金使途	新商品・新技術の研究開発・利用又は需要の開拓を行うのに必要な施設の改良・造成・取得、それらを行うための特別の費用の支出又は権利の取得	体験農園、体験牧場、林間スキー場、林間キャンプ場、森林植物園、林間コテージ、林間遊歩道、釣り場、潮干狩場、遊漁船等利用施設 等	活動管理休養施設、多目的研修集会施設、健康増進施設、技術拠点施設、情報連絡施設、廃棄物処理施設、簡易給排水施設、集落道 等
貸付条件	利率	0.85%~1.25%	
	限度額	負担する額の80%以内	
	償還期限	15年以内 (うち据置期間3年以内)	25年以内 (うち据置期間8年以内)


(注)利率は、令和6年5月20日現在 (最新の利率の掲載先URL:<http://www.jfc.go.jp/n/rate/rate.html>) (再掲)




農村振興局  
地域振興課

---

 調査調整班  
（石飛／稲本（法・計画）／齊藤（交付金））

 03 - 6744 - 2498

 <https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/>



# 山村振興の実務

令和6年度山村振興担当者向けセミナー

**MAFF**  
Ministry of Agriculture,  
Forestry and Fisheries  
農林水産省